

平成25年1月30日

飯山市長 足立 正則 様

飯山市国民健康保険運営協議会
会 長 岸田 勉

飯山市国民健康保険税の課税額について（答申）

平成24年11月26日付市環第144号で諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額について、慎重に審議を行った結果を次のとおり答申します。

記

1 飯山市国民健康保険税額（総額）を1億円程度増額することについて

1億円程度増額することはやむを得ないが、県内他市との均衡に配慮されたい。

2 国民健康保険税における「負担区分（応能・応益割合）」の見直しについて

応能割合を県内他市の平均（56%）程度まで引き下げることを目途とされたい。

3 国民健康保険税における「資産割税率」の見直しについて

県内他市との均衡から引き下げとするが、財源の安定的確保の必要性を考慮し、今回は3%程度の小幅な減額とされたい。

4 増額分を「医療保険分」及び「後期支援分」へ配分することについて

「医療保険分」及び「後期支援分」へ従前どおり2対1を基本に配分することとされたい。

5 上記における見直し（改定）時期を、平成25年4月1日とすることについて

平成25年4月1日とされたい。

6 付記

- (1) 上記1、2、3及び4より、医療保険分及び後期高齢者分に係る所得割率、資産割率、均等割額及び平等割額については、別紙に記載の率及び額が適当と考えられる。
- (2) 軽減については引き続き行うこととし、低所得者等への負担軽減を図ることとされたい。